

須坂市農業委員会 令和8年1月総会 議事録

- 1 招集 令和8年1月30日(金) 午後3時
- 2 開会 令和8年1月30日(金) 午後3時
- 3 閉会 令和8年1月30日(金) 午後3時44分
- 4 場所 須坂市役所 防災活動センター2F 第1会議室

- 5 出席した農業委員 (13人)
出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	丸山輝幸	推進委員	15番	小布施嘉雄
会長職務代理	13番	中村豊彦	〃	7番	春原博	〃	16番	竹前清孝
農業委員	1番	返町俊昭	〃	8番	原千賀子	〃	17番	丸山雅之
〃	2番	後藤文夫	〃			〃	18番	吉田幸夫
〃	3番	湯本か代子	〃	10番	吉池寿一	〃	19番	小林郁雄
〃	4番	黒岩基之	〃	11番	勝山修一	〃	20番	増田光輝
〃	5番	山岸幸子	〃	12番	目黒孔一	〃	21番	市川和志

- 6 欠席した農業委員 9番 小林昇委員
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第31号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画案の意見聴取について

報告第24号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第25号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第26号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 北堀けさ江 局長補佐 長野寛 農地係主査 小林広明

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課 農政係主任主事 小池祐希

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会1月総会を開会いたします。
本日の会議につきましては、9番小林昇委員より欠席の連絡をいただいておりますが、過半数委員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告申し上げます。
それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 雪降りの中、お足元の悪い中、今年に入って第1回目の総会になりますが参集いただきありがとうございます。

1月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、議事に入ります。
最初に、議事録署名委員の指名を行います。
須坂市農業委員会 会議規則第15条の規定により、7番 春原 博委員、8番 原 千賀子委員をご指名申し上げます。

議長 はじめに、議案第29号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数5件を議題といたします。
事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 ないようでありますので、農業委員さんで補足説明ありますか。

議長 ないようでありますので、質疑意見に入ります。推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでありますので、農業委員さんで質疑意見はありますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第29号の5件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第29号の5件については許可と決定と決しました。

議長 次に、議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数2件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 ないようでしたら農業委員さんで補足説明がございませうか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでしたら農業委員さんで何かございませうか。

委員 No.2についての経緯については了解したが、建設業社へのペナルティーはあるのか。

事務局 始末書の提出は求めておりまして、提出していただいている。

委員 本来ならあつてはならない事案。ペナルティーが始末書だけでは軽すぎるのではないか。

事務局 建築確認をする県から厳しく指導されている。越境された農地の所有者が親族であり、今回の手法をとった。本来なら隣接する所有者の同意をえられるかわからない。新築物を壊す等の手続きをしたところもある。

議長他に何かありますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第30号の2件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数2件については意見可と決定いたしました。

議長 次に、議案第31号「農地中間管理事業の推進に関する法第19条第3項の規定による農地利用集積促進計画案の意見聴取について」申請件数37件のうち、No.1からNo.2の3件について審議いたします。事務局の説明を願います。

議長 この案件につきましては須坂市農業委員会会議規則第11条の規定により2番後藤委員の退席を願います。なお審議終了後は着席を認めます。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 推進委員さん農業委員さんで何か質疑、ご意見ございませうか。

議長 ないので、これより意見聴取にはいります。

農業委員さん、推進委員さんで、説明の計画案に異議のある場合は「番号と要件」のうちどれが認められないのか、その理由を述べてください。

議長 ご異議はございませんか。ないようですので、採決いたします。
議案第 31 号のNo. 1 からNo. 3 の 3 件について「異議なし」と決定するに賛成の農業委員さんは挙手を願います。

議長 挙手全員でございます。よって議案 31 号のNo.1 からNo. 3 の 3 件については「異議なし」と決定しました。

それでは後藤委員の着席を認めます。

議長 次に、議案第 31 号「農地中間管理事業の推進に関する法第 19 条第 3 項の規定による農地利用集積促進計画案の意見聴取について」申請件数 37 件のうち、No.4 からNo.37 の 34 件について審議いたします。事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明)

議長 農業委員さん推進委員さんで、質疑ご意見ございましたらお願いいたします。
委員 No.28 について、耕作状況が悪い。リンゴや桃の畑は消毒も効いてないようで、病気にかかっている。近隣の農家からもクレームが寄せられている。過去にも何度もクレームをお伝えしている。そんな人にまた貸すのか。どうにか指導してほしい。

事務局 本人に指導(伝えたこと)はある。農薬も適正に行っているとのことであった。農業委員さんのほうで指導してほしい。

委員 何度も指導しているが改善が見られないので、市にお願いしている。農業委員としては限界である。近隣の農業者が困っている。

事務局 もう一度、耕作者へ確認する。

議長他に、なにかありますか。

議長 ないようでありますので、これより意見聴取に入ります。
農業委員さん、推進委員さんで説明の計画案に異議のある場合は、「番号と各要件のうち、どれが認められないのか、その理由を述べてください。

異議はございませんか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議案第 31 号のNo.4 からNo.37 の 34 件について「異議なし」と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手多数であります。

よって、議案第 31 号の 37 件については「異議なし」と決定しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。

議長 次に、報告に移ります。

報告第 24 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 1 件及び、報告第 25 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」報告件数 1 件報告第 26 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 なにかご質問はございませんか。

議長 この件でご質問はございませんか。ないようですので、以上で報告を終わります。

これもちまして、1 月総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

須崎市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定により署名する。

令和8年1月30日

議長

署名委員

署名委員
